

我が国の研究力強化に資する研究人材雇用制度検討委員会設置要綱

〔平成 25 年 5 月 31 日〕
日本学術会議第 174 回幹事会決定

改正 平成 26 年 5 月 30 日日本学術会議第 193 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、我が国の研究力強化に資する研究人材雇用制度検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、若手研究者の人材育成、キャリアパス等の基盤である研究人材雇用制度のあり方について調査審議する。

(組織)

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 26 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。